

※本公募は令和8年9月県議会定例会における令和8年度補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前の準備行為として募集の手続を行うものである。

このため、令和8年度補正予算が成立した場合は、本公募型プロポーザル方式により選定した事業者と契約締結を行うこととするが、予算が成立しなかった場合には、契約を行うことができないため、十分に留意の上応募すること。

富山県営水力発電所リプレイス（全面的更新）長期計画策定業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、富山県営水力発電所リプレイス（全面的更新）長期計画策定業務委託者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務委託の概要等

(1) 業務委託名

富山県営水力発電所リプレイス（全面的更新）長期計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙1「業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託料の上限額

金 19,800,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(4) 履行期間

委託契約締結日から令和9年9月22日（水）まで

3 委託候補者選定方法

公募型プロポーザル方式により事業者を決定する。

プロポーザルの申込みがあった事業者から提出された企画書の内容を審査し、総合的に最も優れた提案をした事業者を委託候補者として選定する。

4 プロポーザルの参加手続等

(1) 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、様式1「企画提案参加申込書」を令和8年9月24日（木）午後5時（必着）まで電子メールにて提出すること。（必ず電話で到達の確認をすること。）

なお、事情により参加を辞退する場合は、令和8年10月2日（金）午後5時までに、辞退届（様式任意）を提出すること。

(2) 質問

本プロポーザルに関する質問は、令和8年9月15日（火）午後5時までに質問書（様式2）を電気事業室新エネルギー開発課まで提出すること。電話及び口頭による質問は受け付けないものとする。なお、質問に対する回答は、令和8年9月25日（金）午後5時までにすべての企画提案参加者に通知するものとする。

5 プロポーザルの参加資格、条件等

本プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。

- (1) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- (2) 事業所の所在地は県内外を問わないが、必要に応じて作業報告、打ち合わせ等ができる体制がとれること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 公共施設の効率的な整備・運営管理やPFI可能性調査業務（同種又は類似業務を含む）を官公庁から受注した実績を有していること。
- (6) 次のいずれにも該当しない者
- ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

6 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を申し込んだ者は、別紙1「業務委託仕様書」を踏まえ、次のとおり企画提案書等を提出すること。

なお、提案は参加者1者につき1案とする。

- (1) 提出締切 令和8年10月7日（水）午後5時【必着】
- (2) 提出先 〒930-0094 富山県富山市安住町2番14号
富山県企業局電気事業室新エネルギー開発課
電子メール：adenki@pref.toyama.lg.jp
電話番号：076-486-2129
- (3) 提出方法 ファイル形式はPDFとし、電子メールにてご提出すること。（必ず電話で到達の確認をすること。）
なお、提出するファイルの合計容量が10MBを超える見込みの場合は、令和8年10月6日（火）正午までに事務局に連絡すること。大容量ファイルの送信方法について、別途通知するものとする。

(4) 提出書類

次の①～④の書類を提出すること。

- ① 企画提案書及び企画提案資料（様式任意）
 - ・別紙「業務委託仕様書」を参照の上、詳細な企画内容を提案すること。なお、本委託業務の目的、趣旨に沿った提案であり、委託金額の上限の範囲内であれば、独自要素として実施項目を追加して差し支えない。
- ② 委託業務実施体制 ・会社の業務概要（様式任意）
- ③ 経費見積書（様式任意）
- ④ 業務実績に関する資料（様式3）
官公庁及び民間等の主な受託実績（特に公共施設の効率的な整備・運営管理やPFI可能性調査など）を提出すること。

7 委託事業者の決定

(1) 審査方法

- ・プロポーザル審査会において、書面及びプレゼンテーションによる審査により候補者を選定する。プレゼンテーションは1者あたり30分とする。
- ・参加者が多数（概ね5者以上）の場合、書面による一次審査とプレゼンテーションによる二次審査に分けて実施する。一次審査（参加者立会は不要）は審査基準に基づき書面審査を行い、評価点の高い順に上位3者（同点により3者を超えることを妨げない。）までを二次審査対象者とする。
- ・プレゼンテーション審査対象者には、令和8年10月9日（金）午後5時までに審査会の詳細を連絡するものとする。

(2) プレゼンテーション審査

ア 実施予定日：令和8年10月14日（水）午後

イ 実施場所：北日本スクエア北館9階会議室（対面のみ）

ウ 実施方法：1者あたり30分程度（説明20分程度、質疑応答10分程度）

(3) 審査基準

別紙2の審査基準に照らして、評価を行うものとする。

(4) 審査結果の通知

ア 審査結果については、後日電子メール及び書面で通知する。

イ 審査結果について、異議申し立て及び問合せ等はこれを一切受け付けない。

ウ 審査内容については、一切開示しない。

エ 選定結果は、契約候補者の名称及び選定理由を富山県ホームページに公表する。

(5) 失格要件

次に掲げるものの提案は無効とする。

① 所定の日時、場所に提出しなかった場合

② プロポーザルに関する条件、事項に違反した場合

8 契約

選定された委託候補者とは、内容を別途協議の上、契約を締結する。契約相手方が必要な契約条件に合致しない場合、契約締結を行わない場合がある。この場合、次点者と契約締結について協議するものとする。

9 その他

- (1) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとする。
- (4) 委託料には、事業実施に係る雇用者等の旅費、郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。

10 スケジュール

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| (1) プロポーザル質問書提出期限 | 令和8年9月15日（火）午後5時 |
| (2) プロポーザル参加申込み期限 | 令和8年9月24日（木）午後5時 |
| (3) プロポーザル参加辞退届提出期限 | 令和8年10月2日（金）午後5時 |
| (4) プロポーザル企画提案書等提出期限 | 令和8年10月7日（水）午後5時 |
| (5) プレゼンテーション審査対象者への連絡期限 | 令和8年10月9日（金）午後5時 |
| (6) プレゼンテーション | 令和8年10月14日（水）午後（予定） |
| (7) 候補者選定、契約締結 | 令和8年10月中旬～下旬 |

11 問い合わせ先

富山県企業局電気事業室新エネルギー開発課

〒930-0094 富山県富山市安住町2番14号

TEL:076-486-2129 FAX:076-444-2155

E-mail: adenki@pref.toyama.lg.jp